

県有施設太陽光発電設備設置及び省エネ改修工事調査・基本設計業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和 5 年 3 月 20 日

奈良県知事 荒井正吾

第 1 業務概要

1 委託業務名

県有施設太陽光発電設備設置及び省エネ改修工事調査・基本設計業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 28 日まで

3 委託金額

85,382 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内

4 委託業務の履行地

奈良市登大路町 30 他

第 2 参加資格

1 単独提案の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示 425 号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q4（検査・分析・調査業務）」に登録している者、又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）による奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、「建設コンサルタ

ント」に登録している者であること。

(7)参加申込書を提出する時点で ZEB プランナーの登録が完了していること。

(8)一級建築士及び建築設備士の資格を有する者を配置できること。

(9)平成 24 年度以降に、国又は地方公共団体との間で、太陽光発電設備の基本設計業務又は建築物の ZEB 化に関するコンサルティング業務の履行実績を有すること。

2 共同提案の場合の資格等

(1)必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した共同企業体委任状及び共同体協定書を提出すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とする。

(2)幹事者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。

(3)各事業者は複数の共同提案に参加することはできない。また、共同提案に参加しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(4)幹事者及び構成員の変更は、原則としてできない。

(5)幹事者は第 2 の 1 (1)～(9)、構成する各事業者は第 2 の 1 (1)～(6)に該当すること。

第 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

1 上記「第 2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。

2 複数の提案書等を提出したとき。

3 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

4 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

5 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

6 その他不正な行為があったとき。

第 4 手続等

1 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先
奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係
〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階
TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-22-1668
E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

2 公募型プロポーザル説明書の交付期間、交付方法

令和 5 年 3 月 20 日 (月) から令和 5 年 4 月 3 日 (月) 午後 5 時までの間に、(1)の担当部署又は奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課ホームページから入手するものとします。
(開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。)

3 参加申込書の提出期限

令和 5 年 4 月 3 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

4 提案書の提出期限

令和 5 年 4 月 11 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

第5 質問及び回答

1 受付期間

令和5年3月29日（水）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

2 質問方法

質問書【様式5】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

3 提出先

上記「第4 手続等」の(1)に同じ

4 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和5年3月31日（金）午後5時までに、奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第6 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

第7 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手

方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第8 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第7 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第7 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第9 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施説明書によります。